

# 体験申込書【写経体験(所要時間2時間強)】

以下をご記入の上 NPO 法人能登すすなりまでお申込ください(郵送・FAX・E-mail)。

		申込日 年 月 日	
(フリガナ) ご氏名			参加人数 男( )名 女( )名
集合場所	臨済宗 吉祥寺 (珠洲市若山町吉ヶ池 18-7-甲) ☎0768-82-5808		※吉祥寺までの案内(先導) 必要 ・ 不要 →必要な方は左記体験開始時間の 30分前に道の駅すすなりまで お越しください。
体験希望日 体験開始希望時間 ○をつけてください	年 月 日 ①10:00 ①13:30 ③15:00		
ご住所	〒 - 携帯番号: E-mail:	生年月日 西暦 年 月 日生 ( 歳)	
緊急連絡先	ご氏名: 続柄( ) 電話:		
同行者がいらっしゃる場合ご記入ください	①	(フリガナ) ご氏名	自宅☎ 携帯☎
		ご住所	〒 生年月日 西暦 年 月 日生 ( 歳)
	②	(フリガナ) ご氏名	自宅☎ 携帯☎
		ご住所	〒 生年月日 西暦 年 月 日生 ( 歳)
	③	(フリガナ) ご氏名	自宅☎ 携帯☎
		ご住所	〒 生年月日 西暦 年 月 日生 ( 歳)

## ◆お問合せ・お申込み

NPO 法人能登すすなり(観光案内所)

☎0768-82-4688 FAX0768-82-6360

〒927-1213 石川県珠洲市野々江町シの部 15 番地

受付時間 9:00~17:00

E-mail info@notohantou.jp

※同封の取消料等記載の参加条件書(抜粋版)を  
必ずご一読の上、上記申込書をご記入ください。

※体験参加に伴い必要な持ち物はございません。

※体験料は当日の徴収となります。

**ご旅行条件書（抜粋）※お申込みの際は、必ずお読みください。**

旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。この旅行は、NPO 法人能登すずなり（石川県知事登録旅行業 3-260 号）（以下、当法人という。）が主催する旅行です。旅行条件は、下記による他、別途お渡しする旅行契約によります。

- ◆旅行代金に含まれるもの：日程表に明示した、体験費用、宿泊費（日帰りを除く）、食事代、観光料、サービス料、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
- ◆旅行代金に含まれていないもの：前項のほかは旅行代金に含まれておりません。その一部を例示します。規定を超えた分の手荷物料金、自由行動中の諸料金、クリーニング代。電報・電話料、追加食事など個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料等。
- ◆お申込みの条件：高齢者、身体障害者、現在健康を害している方についてはその旨をお申し出頂き、医師の診断書を提出していただく場合や、介護者の同行を条件とさせていただきますことがあります。
- ◆旅行契約内容及び旅行代金の変更：当法人は、天災事変、戦乱、運送機関における争議行為、官公署の命令その他の当法人が管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。利用する運送機関の運賃・料金の改定により代金を変更することがあります。
- ◆当法人による旅行契約の解除：お客様の代金不払い、申込み条件不適合、病気、団体行動への支障、旅行の円滑な実施が不可能な時等、当法人は旅行契約を解除することがあります。
- ◆お客様による旅行契約の解除：お客様はいつでも下記取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。なお「契約解除日」とはお客様が当法人の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。

**◆取消料**

旅行契約の解除期日	取消料（お一人）
イ 開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目～2 日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

- ◆当法人の責任及び免責：当法人は当法人または手配代行者がお客様に損害を与えた時は賠償いたします。ただし、次の場合には責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、普通またはこれらの為に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による遠隔、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。
- ◆お客様の責任：当法人はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当法人が損害を被ったときは、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- ◆特別補償：当法人は責任の有無に関わらず、主催旅行契約約款特別補償制度により、お客様が当旅行参加中に、急病かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、所定の補償金及び見舞金を支払います。
- ◆国内旅行傷害保険のすすめ：安心して旅行いただくため、お客さま自身で保険をかけられることをおすすめします。
- ◆旅行条件・旅行代金の基準日：この旅行の条件は 2013 年 8 月 1 日を基準日としています。旅行代金は 2013 年 8 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。
- ◆その他：詳しい旅行条件を説明した書面（旅行条件書）を用意しておりますので事前に確認の上、お申込みください。